

暴力が与える影響とその実態

配偶者暴力を日常的に受けることによって、被害者は、人としての尊厳を傷つけられます。継続して被害を受けることは、被害者の自己評価を低くしてしまうことにもつながります。

平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）が施行されました。

しかし、平成 27 年の警察における配偶者からの暴力事案等の相談件数は 63,141 件、検挙件数は 8,006 件で、いずれも配偶者暴力防止法施行後、最多となっています。

平成 27 年の配偶者からの暴力事案等の相談等件数のうち 88.0%（55,584 件）は、女性が被害者であり、配偶者間における暴力の被害者の多くは、女性となっています。

このように、配偶者暴力防止法の施行後も、深刻な状況があります。

配偶者暴力防止法で、配偶者暴力が違法行為であることを宣言しましたが、それにとどまらず、殺人罪、傷害罪、脅迫罪等、刑法上の重大な犯罪に問われることもあります。

※警察庁「平成 27 年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の対応状況について」より

Chapter 1 これって配偶者暴力になりますか？

では、具体的に配偶者暴力とはどんなものなのでしょう。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけではなく、さまざまなケースがあります。

徐々に尊厳を奪い、段階的かつ継続的に行われる行為は、被害者本人が被害に気づきにくい特徴があります。

または、「お前が悪い」「原因はお前だ」と言われ続けることで「暴力をふるわれる原因をつくった自分が悪いのではないか」と自分を責めてしまう人もいます。

あなたは悪くないのです。

パートナーとの関係に不安を感じたら、専門機関 (P.18 参照) に相談してみましょう。



1 身体的暴力

「自分に従わせたい」「自分の方が優位な立場にあることを理解させたい」などの理由で、腕力の強い人が、自分よりも弱い人に対して、押さえつけ従わせたり、自分の気分を晴らすような行為を行うことは配偶者暴力です。



これって配偶者暴力？

CASE 1

Q. 意見が食い違ったり、少しでも相手の意に沿わないことを言ったりすると、いきなり突き飛ばされる。



A. これは配偶者暴力です

配偶者暴力は、パートナーを暴力で従わせようとするものです。意見が異なる場合、話し合いという方法を選択せず、突き飛ばすという暴力に訴えることは、まさしく配偶者暴力です。被害者は、暴力を受けないように、自分の意見を言わなくなります。他人ならば、暴行罪(刑法 208 条)に該当する可能性もあります。配偶者間であっても許される行為ではありません。

2 精神的暴力

パートナーに威圧的な態度をとったり、相手を脅かすような言動をするなど、パートナーに自分の力を必要以上に誇示し、威圧的に押さえつける行為は配偶者暴力です。



また、家族や社会との関係を断ち切ってパートナーを孤立させ、自分以外の人には頼ることができない状況を作り出すような行為も配偶者暴力です。



これって配偶者暴力？

CASE 2-1

Q. 気に入らないことがあると、「誰のお陰で喜らせるのか」と怒鳴られたり、何を言っても無視をされたりする。



A. これは配偶者暴力です

そのような発言は、人間の尊厳をおとしめる暴言であって、配偶者暴力です。憲法では、家庭生活における個人の尊厳と両性の平等が規定されています(憲法24条1項、2項)。暴言を繰り返し受けたり、怒鳴られたり、意見を無視されたりすることによって、被害者は恐怖を感じ反論ができなくなります。また、自己評価が低下し、反論する気力も失われます。

これって配偶者暴力？

CASE 2-2

Q. 何かにつけて「そんなことも知らないのか!」「だからお前はダメなんだ!」と、日常的に馬鹿にされ全否定される。



A. これは配偶者暴力です

日常的に繰り返されており、支配的な状況であれば配偶者暴力です。外では理想のパートナーのように振る舞いながらも、家庭内では暴君になるケースもあり、周囲は気づきにくいので要注意です。

これって配偶者暴力？

CASE 2-3

Q. 携帯電話のデータを勝手に消去され、友人と連絡が取れないようにされる。少しでも家を空けると「浮気をしている」と疑われ、外に出ることができない。



A. これは配偶者暴力です

パートナー独自の人間関係や社会性を認めず、束縛し、孤立させることも、配偶者暴力です。支配の手段として束縛するのです。被害を受けたパートナーは、友人や実家との交際を絶たれた上に、加害者であるパートナーの価値観を押しつけられ、その世界の中でのみ生活することを強いられることになり、やがて、救いを求めることができなくなってしまうのです。

3 経済的暴力

日常生活を営むうえで必要な「お金」を渡さず、金銭的な自由を奪うことによって、パートナーを支配する、逆らえないようにする行為は配偶者暴力です。



これって配偶者暴力？

CASE 3

Q. 物を買う時は、お願いをして使うだけその都度もらうが、金額から内容まですべてチェックされ、自由に使えるお金がない。



A. これは配偶者暴力です

必要なお金を渡さないことで、パートナーを支配しようとすることも、配偶者暴力です。特に、身体的暴力や精神的暴力と複合的に行われることが多いです。パートナーはお金がないために逃げることもためらい、不当な暴力に耐えることとなります。女性は専業主婦やパート勤務等の場合が多く、収入がない、少ないことから、経済的暴力はパートナーを苦しめる手段となります。

4 性的暴力

暴力・脅迫などを用いての性行為の強要など、性に関して相手と対等な関係を築けない状況を作り出すことは配偶者暴力です。



これって配偶者暴力？

CASE 4

Q. 見たくないのに、ポルノ映像や本などを見せてくる。



A. これは配偶者暴力です

性に対する自己決定権を誰でも持っており、配偶者間であっても尊重されるべきです。見たくないポルノを見せたり、性的な行為を強要することは配偶者暴力のひとつです。

5 子どもへの虐待

子どもへの直接的な暴力が無くても、日常的に暴力がある家庭では、子どもは精神的に休まることがありません。子どもに暴力の現場を見せることは児童虐待にあたります。



これって配偶者暴力？

CASE 5

Q. 子どもの前で妻を殴り、その様子を子どもに見せる。



A. これは配偶者暴力であり子どもへの虐待です

子どもの前で配偶者暴力を行うことは、子どもに対する虐待です。大事な親が一方の親から暴力をふるわれる場面は、子どもにとって耐え難い出来事であり心に深い傷を残します。

Chapter 2

【特集】デートDVを知っていますか？

恋人同士の関係はお互いが
対等に話し合え、
お互いを尊重できる
関係のはずです。

デートDVとは？

夫婦等の親密な関係にあるパートナーに対してふるわれる暴力を配偶者暴力といいます。決して大人だけの問題ではありません。学生など若い男女の間でも同じような暴力が発生しています。これをデートDVといいます。
配偶者暴力も、デートDVも力によって相手を支配し、自分の思い通りに相手を動かすために行われるのです。これは、人として生きていく人権を奪う人権侵害です。
まず、日常生活のなかでの自分の意識をあらためて考えてみましょう。

デートDVが始まるきっかけ

デートDVの場合、交際が始まり、親密な関係になることで暴力が始まるケースが多いようです。「交際相手は自分のもの」「愛しているなら自分に従うのが当然」と勘違いしてしまうからです。
暴力が起きても、「愛しているから」「愛されているから」という思い込みにとらわれ、暴力による支配が起きていることに気づかない場合もあります。

ひとつでも当てはまることがあるなら、デートDVの可能性が……

- 交際相手が自分を最優先しないと不機嫌になる
- 自分を愛しているなら、交際相手は自分の言いなりになるはずだと思う
- 交際相手への束縛や暴力は愛情表現だと思う
- 交際相手を怖いと感じていて、怒らせないよう顔色を伺い、気を遣ってしまう
- 愛されるためには、交際相手の期待に応えて、言うとおりにしなければいけないと思う

どんなことがデートDVなの？

身体的暴力

交際相手に向かって物を投げる
からだをつかんでゆする
押さえつける など

精神的暴力

汚い言葉や交際相手を見下した言葉を使う(バカ、ブス、汚いなど)
無視する
ストーキング(つきまとう)
頻繁に電話する
交際相手の携帯電話を勝手にチェックする
SNSなどへ誹謗中傷を書き込む
別れると脅す など

経済的暴力

アルバイトをさせる・やめさせる
お金を貢がせる
借りたお金を返さない
交際相手の家に住みつく など

性的暴力

合意の無い性行為
性行為に応じないと不機嫌になる
避妊に協力しない
リベンジポルノ* など

一人で悩まずに、まず相談を

P. 18へ

*元配偶者や元交際相手が、相手から拒否されたことの仕返しに、相手の裸の写真や動画など、私的な性的画像を無断でネットの掲示板などに公開する嫌がらせ行為
※暴力は、ここにあげたものに限られません。 ※ P.2に記載の配偶者暴力とも重複します。

Chapter 3 配偶者暴力防止法の概要

配偶者暴力は犯罪ともなり得る卑劣な行為であることから、夫やパートナーからの暴力を社会全体で防止するとともに、被害者を保護・支援するとしたのが「配偶者暴力防止法」です。平成13年に制定され、これまで3回にわたり改正が行われました。

直近の改正（平成26年1月3日施行）では、「生活の本拠を共にする交際相手（「婚姻意思」の有無に関わらず共同生活を送っている関係にある相手）からの暴力」についても、「配偶者からの暴力」として認められることになりました。これは、そうした相手からの暴力が「外部からの発見・介入が困難で、かつ継続的になりやすい」こと、また「ストーカー規制法や刑法による救済が難しく、配偶者からの暴力を受けた被害者と同様の救済を行う必要がある」と認められたことから改正されたものです。

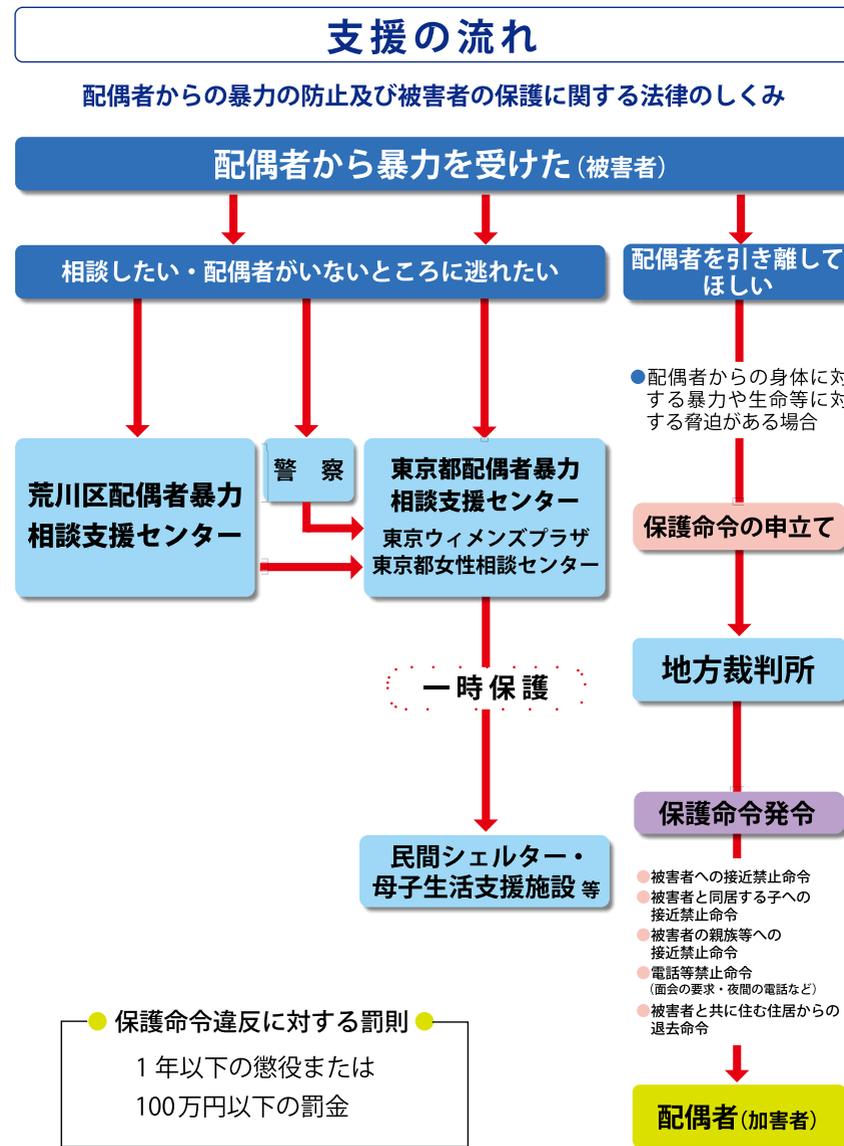
また、関係を解消した後に、元「生活の本拠を共にする交際相手」から引き続き暴力等を受けた場合も、改正前と同様、適用対象となります。さらに、そうした相手からの暴力により重大な危害を被害者が受けるおそれがある場合には、保護命令も発令できるようになりました。

保護命令に反した者には刑事罰が科されることなどから、暴力をふるう配偶者等に対する有効な抑止力となっています。また、荒川区では「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、被害者の安全確保・支援に当たっています。

保護命令の内容は、以下のとおりです。

- 被害者への接近禁止命令
 - 被害者と同居する子への接近禁止命令
 - 被害者の親族等への接近禁止命令
 - 電話等禁止命令（面会の要求・夜間の電話など）
- 期間は **6** か月
- 被害者と共に住む住居からの退去命令
- 期間は **2** か月

配偶者暴力防止法の概要（フローチャート）



荒川区配偶者暴力相談支援センターについて

目 的

電話や来所による相談を受け、DV に関することや被害者への支援について情報提供したり、支援を行う機関が連携、関係機関へつないだりすることによって、相談から被害者等の安全確保、自立に至るまでの支援を目指しています。

業務内容

- ・ カウンセリング
- ・ 相談及び関係機関の紹介
- ・ 緊急時の被害者等の安全確保や一時保護及び関係機関の紹介
- ・ 自立のための問題解決に向けた相談機関、制度等、支援の情報提供や助言
- ・ 保護命令制度の利用に関する情報提供や助言等、その他の支援

自分を大切にすることから

本当の愛情は人間の尊厳を認め合うことであり、対等な関係を前提とするものです。支配しようとする配偶者暴力は違法行為です。

耐え続ける必要はありません。一人で悩まずに誰かに話をしてみてください。閉じこもっては何も変わりません。そして、配偶者暴力相談支援センターや警察に相談してみましょう。離婚などをお考えならば、弁護士による法律相談を受けてください。日本司法支援センター（法テラス）では無料法律相談を行っていますし、資力要件に合致する場合には、弁護士費用を立て替える民事法律扶助制度もあります。

被害者のための正確な情報を得て、自分で決断してください。暴力をふるわれる被害者は何も悪くありません。まず、自分を大切にすることから始めましょう。



番 敦子 氏

ばん あつこ ● 弁護士（第二東京弁護士会所属）。番法律事務所。日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会委員長等歴任。女性が被害者の事件を多く手がける。東京ウイメンズブラザDV法律相談を担当。共著『Q&A DVってなに？』（明石書店）等。